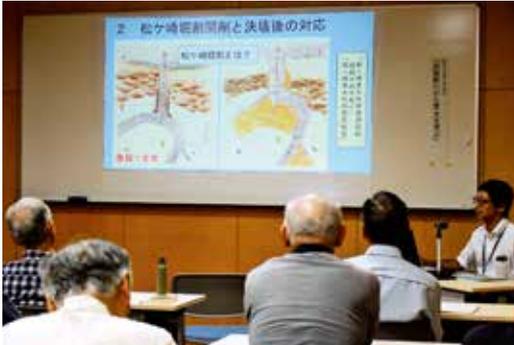


新潟市文書館だより

2026.3
NO.4

参加者の興味や期待に応える文書館講座を目指して



▲ 松ヶ崎堀割について当館所蔵の絵図を基に説明

新潟市文書館では、開館（令和4年1月）の翌年度から、「新潟市の歴史」「企画展の解説」「古文書」「小中学生（親子）向け」の4講座を当館職員が講師を務めて実施してきました。新潟市の歴史については、過去3年間、原始から現代までの概要（通史）を取り上げてきましたが、今年度は初めてテーマを絞った内容にしました。参加者へのアンケート調査で、「通史はとても分かりやすくてよいが、一つのテーマを掘り下げた内容でも行ってほしい」との声が一定数あったためです。

そこで、今年度の講座では、「阿賀野川」をテーマに選び、「分かりやすさ」と「掘り下げた内容」の両方を大切にすることを意識しました。

阿賀野川の河口が変わることになる「松ヶ崎堀割」※について、多くの時間を割きましたが、近現代の改修事業や泰平橋の架橋など、比較的身近で理解しやすいと思われる内容も取り上げました。説明用の「スライド」には、絵図（特に当館所蔵資料）や現在の写真を多く取り入れ、視覚情報で理解が深まるようにしました。

一方で、「堀割決壊に伴う河口や流路の変更により生じた諸問題に焦点を当てること」「それらの問題が記録された古文書の原文も提示して事象の根拠を明らかにすること」で、掘り下げた内容を期待する方にも応えたいと考えました。原文に触れることで、「その時代の当事者のような感覚で学んでほしい」というねらいもありました。

今回の講座のメインとも言える堀割決壊後の諸問題の具体的な内容は、次のとおりです。

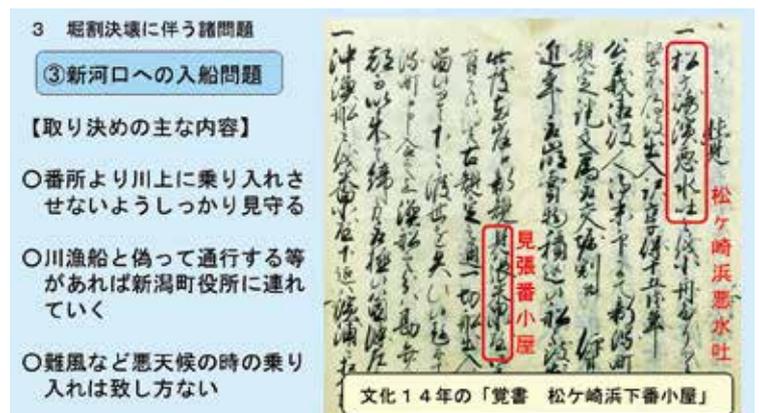
- ①古阿賀野川（通船川）の浚渫問題……堀割開削時の新潟町との取り決めにより、新発田藩側が人足の手配をしたり、費用を負担したりした。それが、幕末まで毎年のように続いた。
- ②河川敷の作付け問題……水面だったところに新たな耕作地が生まれたり、本所通船川の開削などで土地がつぶされたりしたことにより、新潟町側と新発田藩側の間で土地所有権の争いがあった。
- ③新河口への入船問題……新潟湊の権益を守るため、新河口への入船は禁止されていたが、違反する船が絶えなかった。そのため、新発田藩の見張り番所が両岸に設置され、約束事も決められた。
- ④漁場の変更問題……阿賀野川の流路が変わったので、元々漁業権をもっていた者同士やそれ以外の中小漁業者との間で、縄張り争いのような状況になった。

堀割決壊後に、川の普請以外にも、新潟町・新発田藩・幕府・流域の住民などが絡んだ争いや困難があったことを、初めて知った方も多く、様々な興味や期待をもった参加者にも満足してもらえたと実感しています。

受講後のアンケートにも、「阿賀野川の歴史は、他の講座でも受講したが、その中でも分かりやすい内容で、新たな発見もあった」「古文書を読み取って説明していた新潟町と新発田藩の言い分が理解できた」など、多くの肯定的な内容が記述されていました。

1回の講座で、様々なニーズをかなえることは難しいのですが、来年度以降の各講座でも、アンケートを参考にしながら内容や難易度を十分吟味し、参加者の興味や期待に応えられるよう努めてまいります。

※加治川流域の排水をよくしようと、享保年間に松ヶ崎地内を開削した人工的な堀割。翌年の洪水のため決壊し、阿賀野川の本流となる。



▲ 新河口への入船問題を説明したスライド

令和7年度企画展から「戦時下の新潟—公文書と人々の暮らし—」

令和7（2025）年は、戦後80年の節目の年にあたることから、「戦時下の新潟—公文書と人々の暮らし—」と題した企画展を実施しました（会期：令和7年7月19日～12月20日）。戦時下の新潟で人々がどのような暮らしを送っていたのか、戦争が地域社会や日常生活にどのような影響を及ぼしたのかを、所蔵資料を通して振り返ります。

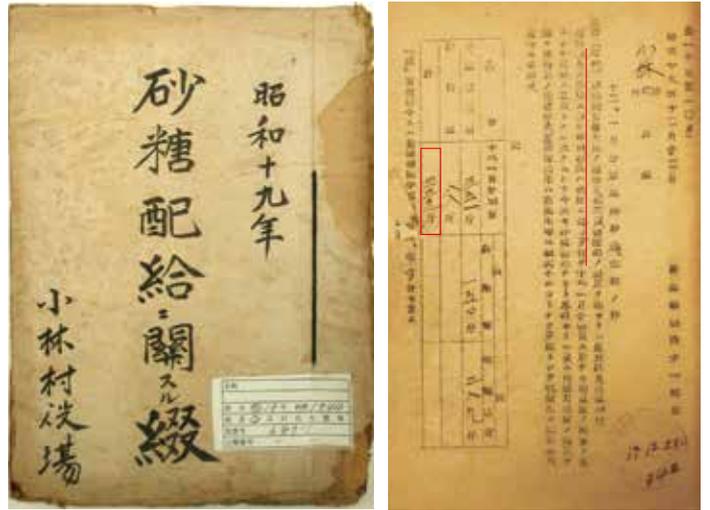
戦時下の暮らし

昭和15（1940）年、政府は「部落会町内会整備要綱」を定め、町に町内会、村に部落会をつくり、その下に隣組を置くことを決めました。また、各組織において住民が参加する常会を開催するよう指示しています。隣組は1組10世帯程度で構成され、常会と回覧板を通じて住民の生活に深く関わる存在となりました。写真①は、空地を利用した^{そさい}野菜（野菜）の栽培方法について記した新潟市の回覧板で、闇取引を禁止したり、積極的な栽培を促したりし、不足する野菜（野菜）を確保するよう呼びかけています。



▲写真① 隣組回覧板（空地利用はかうして）
資料番号：20155030

戦争により輸入経路が断たれ、さらに国内生産も低下したため、国家総動員体制のもと本格的な物資配給制度が実施されました。写真②は、小林村（現新潟市南区）役場に残された昭和19年度の砂糖配給に関する新潟県が発した通知です。昭和19（1944）年1月に988斤あった配給が、1年後の昭和20年1月には439斤まで減少しています。「戦局ノ推移ニ伴ヒ砂糖事情ハ極度ニ逼迫ヲ告ゲ」と記されているように、戦況の悪化とともに毎月配給量が減少し、1年間でほぼ半減したことが分かります。



▲写真② 昭和19年 砂糖配給に関する綴 小林村役場
資料番号：20281838 赤線部「戦局ノ推移ニ伴ヒ砂糖事情ハ極度ニ逼迫ヲ告ゲ」と戦況が記されている。

原子爆弾投下の危機

新潟県は昭和20（1945）年7月25日「新潟県人員疎開実施要綱」を出し、新潟市と長岡市の市民の疎開を本格化させました。その後、8月1日の長岡空襲、6日には広島、9日には長崎へ原子爆弾が投下され、10日には新潟市が銃爆撃を受けました。新潟県知事らは、8月10日午後から緊急会議を開き、原子爆弾投下の可能性があることから、新潟市民の緊急疎開を命じる知事布告を公表しました（写真③）。実際、新潟市は本州西北海岸に位置し、新潟港の重要性が増してきたことから、アメリカによる原爆投下の候補地の一つとして挙げられていました。

しかし、工場と居住地域が離れているため効果が限定的と判断され、最終的に候補から外れています。

この布告は、11日に町内会を通じて市民に伝えられましたが、うわさはすでに広まっており、10日の夜から疎開が始まりました。こうして、市内は無事に近い状態で終戦を迎えました。



▲写真③ 知事布告
資料番号：20231289

掲載している
資料の詳細は
こちら



写真①



写真②



写真③

所蔵資料紹介 明治時代に開催された共進会の案内書「聯合共進会案内」

明治34（1901）年、新潟市で新潟県主催の一府十一県聯合共進会が開催されました。共進会とは、産業の発展や技術交流を目的に、地域の優れた産業製品を一堂に集めて展覧し、優劣を品評する会です。明治12（1879）年に横浜で開催されたことを皮切りに、殖産興業政策の一環として全国各地で開かれました。

新潟県で開催された共進会は、各府県の持ち回りで開催する聯合共進会であり、明治32（1899）年、新潟商業会議所が新潟県に共進会を誘致し、その後学校町通一番町（現在の新潟市役所本庁舎の場所）に会場となる物産陳列館を新設しました。そして、明治34年8月10日から9月30日の期間で一府十一県聯合共進会が開催されました。資料は、この共進会の参観順路や売店、出品物の売買等を案内するもので、これ以外に会場の図面や写真、各府県の出品点数等も掲載されています。

「共進会参観順路及売店案内」をみると、三号館、四号館、一号館（本館）、二号館、石油陳列所の順で見学するよう案内しています。三号館には、生糸、綿織物、染物、漆器、陶磁器、金属器、木竹製品、四号館には米・麦・酒等の農水産品や醸造品、二階建ての一号館には美術工芸品、二号館には絹織物や染物等が陳列されていました。また、石油陳列所では、石油製品や石油の掘削等に関連する機械・器具の模型を陳列し、新潟県の石油事業を紹介しています。このほか、日本料理店や洋食店、新聞を閲覧できる新聞縦覧所等も設けられ、近くの白山公園内には共進会の出品物と同じものを販売する売店も設置されました。この売店は22店舗あり、新潟県では新潟県染織業組合や新潟市漆器同業組合等が出店しました。

共進会では、東京府と神奈川・埼玉・群馬・千葉・茨城・栃木・山梨・長野・山形・富山・新潟の各県の品物が出品されました。「聯合共進会出品点数表」からは、開催地ということもあり、新潟県が10,168点と最も多い出品数であったことがわかります。特に出品数が多かったのは絹織物で、十日町の透綾織、栃尾紬、五泉平等が出品されました。

開催期間中の来場者数は218,226人で、1日の平均来場者数は4,197人と大盛況に終わりました。会場となった物産陳列館は、翌年より新潟県内の物産を紹介する新潟県物産陳列館として正式に開館しました。



▲聯合共進会案内 資料番号：20011610

掲載している
資料の詳細は
こちら



新潟歴史双書2『戦場としての新潟』の復刊について

終戦から80年を迎えました。市民の皆様から平成10（1998）年に新潟市が刊行した新潟歴史双書2『戦場としての新潟』の復刊を望まれるお声が多くなりました。そのようなお声に背中を押していただき、文書館をあげて復刊作業に入りました。

本書を復刊する意義について、「歴史を風化させない」「戦争を繰り返さない」ということはもちろんですが、これからの未来、悲惨な戦争を繰り返さないために「どのような判断をすればよいのかを歴史から学ぶこと」と考えました。そのためには、より多くの方々から読んでいただくとともに、研究をされる方にとって利用しやすい形がよいと考えました。そうした検討の結果、以前のような紙媒体による書籍ではなく、デジタル媒体での復刊としました。

具体的には、次の3種類の版を作成しました。

- ① 平成10年発行のものと同じ体裁のデジタルブック（以下「電子書籍版」と言います）
- ② 国の機関が発行する白書のような横書きのデジタルブック（以下「PDF版」と言います）
- ③ テキストデータのみもの（以下「HTML版」と言います）

①の電子書籍版は書籍をスキャニングして画像データとしたものです。②のPDF版は、①のように図や表、写真を見ながら本文を読んでいく感覚を大切にしながらも、横書きとし、必要なデータをコピーし、研究に



▲「にいがた市電子図書館」で公開されているデジタルブックの画面（①の体裁のもの）

利用できるようにしました。③のHTML版はテキストデータのみとしました。この版により、長文のコピーだけでなく、目が不自由な方へ音声サービスの利用が可能になりました。なお、図や表、写真については、それらのもつ本質が抜け落ちないような文字データの分量と内容で説明することを目指しました。

①のデジタルブックは、新潟市立中央図書館（ほんぽーと）で運営している「にいがた市電子図書館」で公開しています。「ジャンルで探す」から「歴史」を選択し、「戦場としての新潟」をお選びください。②と③は、文書館のホームページで公開しています。

現在、予想を上回る方々からご利用いただいています。より多くの皆様に、興味・関心をもっていただき、ぜひご覧いただきますようお願いいたします。

文書館の利用案内

資料の申請方法や申請に必要な様式は文書館ホームページにも掲載しておりますが、直接のご来館やお電話での問い合わせにも対応しております。また、インターネットで当館所蔵の資料の目録を検索することができます。下の二次元コードを読み取っていただくか、「新潟市文書館所蔵資料検索システム」と検索してください。

ホームページ
(資料の利用方法等)

「新潟市文書館」で検索 ▶



所蔵資料の検索

「新潟市文書館所蔵資料検索システム」で検索 ▶





- ◆開館時間 午前9時～午後5時まで
- ◆休館日 日曜日、月曜日、祝日、年末年始
- ◆入場料 無料
- ◆アクセス JR白新線黒山駅より徒歩約15分
国道7号豊栄ICより車で約10分（駐車場有）

新潟市文書館だより 4号
令和8年3月発行 発行・編集：新潟市文書館
〒950-3313 新潟市北区太田862番地1
TEL (025) 278-3260 FAX (025) 278-3328
メール bunshokan@city.niigata.lg.jp

※文書館ホームページに「歴史資料だより」のバックナンバーを掲載しております。